

鳥取縣公報

昭和十六年十一月二十一日
第一千二百八十六號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第九百六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月二十一日

鳥取縣知事

入田三郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 東亞紙器製作組合

(ロ) 地區 鳥取縣一區

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ紙器ノ製作販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

雜魚袋販賣價格 (百枚當)

品名	規 格	重 量	製造業者最 高販賣價格	備 考
雜 魚	袋	箱底 型巾一尺五寸 長二尺	八百匁以上	七、一〇
(一)	本表製品ノ使用原紙ハ手漉仙貨紙三號品(昭和十六年二月二十六日商工省告示第百五十三號ニ定ムルモノ)ニシテ口括紐ヲ添付セルモノ、價格トス			
(二)	本表價格ハ賣主最寄驛貨車乘渡價格トス			

實施ノ日 昭和十六年十一月二十一日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第九百七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月二十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 因幡花崗石採取業組合

(ロ) 地 區 入頭郡社村一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ石材ノ採掘ヲ業ト爲ス者
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

因幡産白御影石(石垣石ヲ除ク)

一 普通モノ(特殊モノ以外ノモノ) 單位 一立方尺

等 級 製造業者最高販賣價格

因幡社驛渡

一 等 二、九〇

二 等 二、六〇

三 等 二、三〇

右價格ハ一箇ノ石五立方尺以下ノモノノ一立方尺當ノ價格トシ五立方尺迄ヲ増ス毎ニ本表價格ノ一割増トス
二 特殊モノ

(イ) 一立方尺未満ノ石、板石、六寸角以内ノ延石ノ價格ハ一ノ價格ノ二割増トス

(ロ) 長尺モノ(長一丈以上ノモノ)ハ長一丈以上一尺迄ヲ増スモノ毎ニ六寸角以内ノ延石ニ在リテハ(イ)ノ價格ノ一割増トシ其ノ他ノモノニ在リテハ一ノ價格ノ一割増トス

三 本表等級ノ一等品トハ無疵ニシテ色揃ヒ品質嚴選シタル保證品ヲ謂ヒ二等品トハ重要箇所ニ疵ナク色合ノ稍々劣等ナルモノヲ謂ヒ其ノ他ハ三等品トス
實施ノ日 昭和十六年十一月二十一日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

00544

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

正 誤

去月十日鳥取縣令第五十四號中二頁一六行目「品位」ハ「品質」四頁六行目「記號」ハ「記號印」同月同日鳥取縣告示第八百七號中七頁下段二行目「一九一九三」ハ「一九三三」同月十六日鳥取縣令第五十五號中一頁上段四行目「(生ノ馬鈴薯ヲ謂フ)」ハ「(生ノ馬鈴薯ヲ謂フ以下同シ)」三頁下段六行目「數量」ハ「數量、」六頁上段三行目「トキ亦同シ」ハ「トキハ亦同シ」一四行目「臨檢シ」ハ「臨檢シ、」一七行目「臨檢」ハ「臨檢、」下段二行目「第二項」ハ「第二項、」同月二十一日鳥取縣訓令甲第二十五號中二頁三行目「旅費中」ハ「旅費規則中」同月二十四日鳥取縣告示第八百四十二號中七行目「正味五〇匁」ハ「正味五〇匁」一〇頁中段一〇行目「二二、七〇」ハ「一三、七〇」一三頁末行「夫々大口」ハ「夫々本表大口」一五頁二行目「微炭粉」ハ「微粉炭」同月三十一日鳥取縣告示第八百五十四號中三頁六行目「二匁以上」ハ「二匁以上又ハ」一〇行目「鹽酢」ハ「鹽酢」末行「あじ一〇以上」ハ「あじ一〇匁以上」「モノニ仕上」ハ「モノニテ仕上」四頁初行「モノニ仕上」ハ「モノニテ仕上」三行目「上ゲダ」ハ「上ゲタ」四行目「出來ノ」ハ「出來上リノ」末行「本表價格」ハ「本表規格」八頁九行目「本表種別價格」ハ「本表種別規格」同月同日鳥取縣告示第八百六十一號中五頁二行目「價格統制令」ハ「價格等統制令」ノ孰モ誤

彙

報

00545

廿二日は令旨奉戴青年記念日

當日は曉天勤勞動員

(社會教育課)

皇國內外未曾有の緊迫せる情勢下に於て、恰も來る二十二日は令旨奉戴二十一周年記念日である。

惟ふに青少年は國家の若き生命力であつて實に國運進展の根源である。即ち國家の運命は青少年の双肩にかゝるを深く自覺し、曩に賜りたる令旨を奉體して青少年團の本義に遵ひ心身を鍛鍊し剛健敢爲の氣風を長養し以て直面の難局を克服すると共に、輝かしく新時代建設の先驅的使命を果さなければならぬ。

青少年團は本年一月、男女青少年團體の統合一体化に依つて新發足を遂げたのであるが、青年團員に賜はりたる令旨は直に以て大日本青少年團員として服膺すべき聖訓であつて、茲に二十二日の令旨奉戴記念日を下し、鳥取縣青少年團では次の行事を實施して一層青少年團運動を振勵し、以て聖訓に應へ奉ることとなつ

た。

一 令旨奉讀式並に曉天勤勞動員

各單位青少年團體に於ては二十二日曉天に神社の社頭其の他適當な場所に於て嚴肅な令旨奉讀式を舉行し、皇軍の武運長久を祈願し、必勝の信念を以て統後奉公の決意を新にすること

令旨奉讀式終了後は各青少年團の實情に應じて神社の清掃、軍人墓地の清掃、出征軍人遺家族に對する勞力奉仕、開墾、廢品回收、道路修理等其の他適當なる勤勞作業を概ね二時間内外全團員學つて行ふこと。特に本事業は動員訓練を重視するものなるを以て時間の勵行、動作の敏速、正整、團紀の振作等に充分配意すること。

二 青少年常會の勵行

當日夜間は適當なる區域毎に青少年常會を開催し、重大時局下に於ける青少年團活動の具體的實踐事項を決定して共勵切磋の實を擧げること。

尙當夜は午後七時四十分よりラジオ青年常會の全國中繼放送があり、特に元内務大臣であつた本團顧問後藤文夫氏の記念講

00546

金屬類特別回収!

近く、日を定め各戸買上げ
各位の積極的協力を望む

(振興課)

鐵銅等の金屬類回収についてはこれまで度々記したが、激動する國際變局の渦中にあつて聖戰に邁進する日本として、民間にある鐵銅の回収は目下極めて緊急の重要事である。よつて本縣でもその特別回収として各戸の買上げをいよゝ近日日を定めて行ふことになつた。

今回の一般家庭に對する特別回収は強制買上げではないけれども、時局は各位の愛國心に基く供出を要請してゐるのであるから第一線將兵の心を心として絶大の協力を切望する次第である。

この特別回収による買上げに當つて一般家庭から供出して戴きたい鐵銅製品は鐵・銅・真鍮・砲金・唐金等の製品であつて、その内容は大体次の通りである。

一 是非供出されたいもの

鐵製品 (珙瑯引を除く)
塀、柵 (墓地柵を含む) 門柱、門扉 (墓地門扉を含む)、廣告板、廣告塔、溝蓋、泥拭器、手摺及欄干、破損止金物、車渡鐵板、水桶 (飲料水用を除く)、自轉車置 (定着以外のもの) 銅製品
柵、門柱、門扉、押板、蹴板、破損止金具、手摺及欄干、泥拭器、水桶 (飲料水用を除く)、火鉢

二 成べく供出されたいもの

鐵製品 (珙瑯引を除く)
看板、格子、ネームプレート・コreshionプレート其他標札類、物干、床下換氣口金物、傘立、帽子掛スタンド、脚立暖房裝置前飾金物、洗面器臺、層入、焜爐、火鉢、千齒 (稻扱き)、敷板、石炭用バケツ、喫煙用器具、鈴蘭燈

銅製品

看板、軒樋・呼樋・堅樋、庇葺板、壁張板 (炊事場・湯場・風呂場を除く) 格子、ネームプレート・コreshionプレート其他標札類郵便受口、シャンデリヤ、暖房裝置前飾金物、カーテン用金物 (パイプ使用のもの) 洗面器、吊下手洗器 焜爐、火鉢、傘立、帽子掛スタンド、洗面器臺、層入、喫煙用器具、置物、花器、茶器、菓子器

00547

三 以上の外どんな小さなものでも、又日用品等でも不用のものや餘つてゐるもの

であつて、供出しなくともよいものは日常生活に必要なもの、立派な美術工藝品、由緒ある記念品、危険防止上必要なもの、法令で決められたもの等である。尙鐵・銅・合金以外の金屬は、今回の特別回収では取扱はぬことになつてゐるから注意せられたい。

又、取外しや代替物の設置を必要とする工作物については政府の定めた一定の規程によつてその費用を支拂ひ、その工事については成るべく供出者自身で行つて貰ひたいのであるが、やむを得ぬ場合は工作班を斡旋することになつて居る。尙取外しを要する工作物は各戸に配付してある申込書に記入して、隣組長又は部落會長に提出されたい。

買上げ値段は屑物としての公定價格によるのであつて、一般家庭のものとしては大体次の通りであるが、尙焼けや錆の甚しいものはその程度に應じて減價される。もとより現在の製品價格から見ると頗る安價なわけであるが、個人的な損益の問題を超越して非常時局を乗り切る爲の國家への御奉公の意味を以て、献納の精神により奮つて供出されたいものである。

買上げ値段 (一貫當り)

鐵 鋼及銅合金

普通層	〇、三〇	故銅	五、二〇
級外普通層	〇、二五	真鍮 (黃銅)	三、二七
白バラ	〇、二〇	砲金 (青銅)	五、四二
並銑	〇、三〇	唐金	三、三三

青少年團及び青年學徒の

木炭増産勤勞報國運動

生産豫定數量三萬五千貫

(社會教育課)

事變下に於ける燃料國策に順應して木炭の増産を期するは刻下最も緊切なる要務である。

由來本縣は木炭生産地として相當量移出して他地方の補給をもなし來つたのであるが、軍需工業其の他の原因に依つて國內需要が頗る増加せるに鑑み、縣では十一月から明年三月までの期間に亘つて青少年團員及び青年學徒の勤勞奉仕に依る「木炭増産運動」を展開し、而して本運動に依り國運の進展に寄與すると共に之が實踐に依つて集團訓練に資することとなつた。

生産豫定數量は三萬五千貫であつて、主として製炭地方の男女青年團、青年學校、中等學校等が當り、又本運動期間中消費地たる市町村の男女青年團、青年學校、中等學校、小學校等の勤勞奉仕に依つて家庭に死藏せられてゐる使用可能の古俵十萬俵をも回收利用することになつてゐるが、本運動の實施計畫を記すと左の如くである。

一 作業の指導

作業の指導に付ては訓練指導に學校長、青少年團長が當り、技術指導は適當なる指導者を選んで之に當らしめることになつてゐるが、何れも必要に応じて縣係官が出張指導し、資材の斡旋に付ては町村長、學校長、産業組合長、木炭増産組合長、木炭検査員等が當る。

二 實施上の注意

- 1 本事業を實施せんとする団体並に學校は本月末日までに實施計畫書を縣に提出すること。
- 2 作業は集團訓練に資するのであるから、作業開始前に集合、點呼、服裝検査、宮城遙拜、國旗掲揚、君ヶ代合唱、默禱、訓話、体操、作業任務の指示、器具機材の配當等の行事を行つて後始業、作業を終つたならば器具機材の整頓點檢集合、點呼、講評、國歌・校歌の合唱、最後に國旗を降下し

て解散すること。

(備考) 作業の種類に應じ適當に休憩及び矯正体操を行ひ、晝食休憩時には適當に吟詠、唱歌、団体遊戲等を行ふこと。

(注意) (イ)敬禮、態度、言語等は端正なること。(ロ)單に作業中の指導のみに止まらず作業地往復途上に於ける指導をも適切ならしめること。(ハ)作業實施に當つては成るべく設計等を行はしめ研究的態度を養成すること。(ニ)作業中は作業に必要な以外は無言を本體とすること。(ホ)作業中は精神の緊張と規律の嚴正とに留意し特に危害豫防、山火事防止に付ては遺憾なきを期すること。(ヘ)合圖はラツパ、太鼓等を用ひ一齊に之を行ふこと。(ト)参加者に付ては特に身体狀況を考慮すること。

- 3 女子に於ては適宜適當なる作業を選択實施すること。
- 4 隊員の出勤に關しては詳細な計畫を樹て、班を分けて作業能率の向上を期し、且つ隊員中にそれらゝ係を設けて事務を分擔せしめ共同作業の價値を体得せしめること。
- 5 作業用具は各自携行すること。
- 6 作業の實施に當つては作業日誌、出席簿、收支明細書を調製し之を記録して保存すること。
- 7 青年學校生徒を参加せしめる場合其の生徒の教授及び訓練時數の取扱ひに關しては昨年一月二十六日附の例記通牒に依

り處理すること。

三 作業狀況報告

青年學校長は前月中の作業狀況を調査し、毎月十日までに縣に報告すること。

四 製品の處置

- 1 木炭は所屬町村の學校役場等公共の用に供するの外成るべく政府買上木炭に供出すること。
- 2 新俵は縣の斡旋に依り木炭増産改良組合へ供出し、古俵は縣信聯、木炭同業組合又は木炭増産改良組合へ供出すること。之が價格は縣に於て適正價格を表示する。
- 3 本作業に依る收入に關しては各學校長、団体長に於て本運動の趣旨に基き適正なる處置を講ずること。

滿洲開拓青年義勇隊歌募集

(社 會 課)

日本の滿蒙開拓青少年義勇軍で、茨城縣内原訓練所の訓練を終つて勇躍渡滿した者は滿洲開拓青年義勇隊員として、全滿九十有餘箇所の訓練所で三ヶ年の土の訓練を受けて義勇隊開拓團を建設

するのであつて、今秋十月一日を以て第一次開拓團結成式を擧げて一萬七千名の入植を見たのであるが、この高度國防國家體制の一翼を擔つて東亞共榮圈建設の據點確立に邁進する滿洲開拓青年義勇隊の若き開拓の戰士の士氣を鼓舞し、剛健潑刺しかも明朗なる青少年をして日夜愛唱せしめる爲、今回次の如き規定によつてその隊歌を募集することとなつた。本縣よりの應募原稿は縣廳社會課に於て取纏め發送するから奮つて應募されたい。

◆章節 一節六行以内、三節乃至四節とする。但し各節の繰返しは自由である。

◆締切 昭和十六年十二月二十日到着 (滿洲)

◆人選發表 昭和十七年二月十一日

◆表彰

本賞	賞状
副賞	當選 一篇 五百圓
	佳作 二篇 百圓宛

◆用紙 四百字詰半紙判原稿用紙

◆書式 應募者氏名は原稿第一頁に住所と共に明記する。封書に應募隊歌と朱書のこと。

参考 義勇隊綱領

一 我等ハ天祖ノ宏謨ヲ奉シ心ヲ一ニシテ追進シ身ヲ滿洲建國

ノ聖業ニ捧ケ神明に誓ツテ 天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラン
コトヲ期ス。
一 我等ハ身ヲ以テ一億一心民族協和ノ理想ヲ實踐シ道義世界
建設ノ礎石タランコトヲ期ス。

ラヂオ「政府の時間」

時局重大の折柄是非聴きませう

(知事官房)

ラジオは今や都鄙至るところに普及し、朝のラジオ体操から夜の放送終了挨拶に至るまで國民生活の上に無くてならぬ重要なものとなり、吾々の日常生活から切つても切れぬ存在となつてゐるが、特に午後七時二十分から十分間の「政府の時間」の放送は是非とも聴いていただきたいものである。

即ちこの「政府の時間」は政府が行はふとする政策の内容や、意圖するところを廣く一般國民に傳へて、その正しい理解を求め公正な輿論の聲を聞くと共に國民に直接關係のある法律や規則が出た場合、又は政府と國民との接觸を緊密にするために設けられたものであつて、名前こそ「政府の時間」となつてゐるが全く國民

民の爲の時間に外ならないのである。

従つてこの時間の講演者は總理大臣を始め各省の大臣や政府要路の關係官が放送するわけで、變轉極らない時局下、重要な眞新しい問題をとりあげる聴きごたえある放送といふべきである。時局重大の折柄、政府も國民もガツチリと一つになつて進まねばならない今日、この國策放送こそ吾々の進むべき道をよく示してくれるものと確信する。

早朝から夜遅くまで放送されるものの中には、各々趣味の異なるやうに聴きたいものも嫌なものもあることと思ふが、この「政府の時間」は個々の好みを超越して、國民の義務としては是非でも聴いていただきたい、一億一心、時局を乗り切る爲の一つの羅針盤としていただきたいものである。

◎ 辭 令

地方農林技師 露 木 潤 三
同 同 柏 木 小五郎
同 同 村 岡 時 夫
陸シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル

14200

陸シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
地方農林主事 山 藤 菊 治

地方農林主事 野 田 武 雄
地方農林技師 春 日 重 貞

同 人 見 隆

同 下 山 勘 次 郎

同 谷 奥 與

同 山 本 宣 夫

同 岩 崎 忠 愛

同 山 崎 永 雄

同 荻 原 正

同 酒 匂 融

同 加 藤 大 治 郎

地方商工技師 倉 下 瀧 夫

陸シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル (以上十一月一日付)

鳥取縣農林技師 木 下 正 明

農産物検査所勤務ヲ命ス (十一月八日付)

鳥取縣屬 橋 浦 雄 太郎

依願免本官 (十一月十日付)

鳥取縣農林技師 平 野 益 人
地方農林技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣農林技師ニ補ス

十一級俸下賜

經濟部耕地課勤務ヲ命ス (十一月十二日付)

熊本縣農林技師 押 野 芳 夫

鳥取縣農林技師ニ補ス

九級俸下賜

種畜場長兼種畜場大山分場長ヲ命ス

地方農林技師 武 井 實

種畜場長兼種畜場大山分場長事務取扱ヲ免ス

沼 里 貞 男

鳥取縣農林技師ニ任ス

經濟部水産課勤務ヲ命ス

岩美郡氣高郡滞在ヲ命ス

鳥取縣商工技師 小 笹 力 雄

願ニ依リ本職ヲ免ス (以上十一月十三日付)

